



第 22 期第 8 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 4 年 3 月 3 日

○花井事務局長 ただ今から、第22期第8回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。本日、鈴木伸洋委員、李委員、安間委員、田口委員、眞鍋委員、三浦委員、影山委員におかれましては、Web会議の形で出席していただいております。なお、金指委員、渡邊委員におかれましては、欠席となっております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師 事務局の市川です。先ず、こちらの会議室についてですが、飲食可能となっております。適宜水分等補給していただいております。

本日は、3つ目の議題が終了したところで休憩の時間を設ける予定です。御休憩中は、感染症防止のため、マスクをはずしての会議はお控えいただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。以上です。

○花井事務局長 では、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からです。毎回、皆が驚くような良い話ができないかと思っておりますが、1月のキンメ漁の水揚げ高については、去年よりも若干上回っておりますけれども、何しろ出漁する船が3分の1程

度。場所が遠かったりだとか、風が吹いたりする状況の中で、漁協で扱う燃油とか氷とかの動きが少なく、漁協の経営が厳しい状態です。以上です。

それでは、西原委員さんお願いします。

○西原委員

うちのところは、新年から、キンメ漁、かつおひき縄船と、会長の言うように、風が吹いておりましたから、キンメにしては先月2月は1回だけの出漁に終わりました。あと、ひき縄船が1週間に1回程度出れるか出れないかくらいの漁模様です。主に金須で本がつおの漁をしておりますが、単価的には、中型船もまだ水揚げしていませんので、千円前後と割と値は安定しています。他の漁に関しても、水温がちょっと上がったんですが、ここへきてまた15℃台まで低下しまして、また南岸低気圧も通ったのですが、たいして海も荒れてくれなくて、あまり良い漁模様ではありません。しらすが3月22日の解禁に向けて、各船準備を頑張っています。

○橋ヶ谷委員

さば漁に関しては、前回の委員会以降、2月に入りまして、伊豆諸島方面でまさばの漁が活発化して、魚体が小さかったですけど、2月18日からは、いわし混じりになって、魚体がさらに小さくなって、漁獲量もだんだん落ちてきました。今朝も水揚げしたんですけども、ここ3航海、一晩やって10トン前後、そのうち3、4割はいわしとなっています。他の海域にも調査へ行きたいんですけども、まき網の状況を見ても、いわしが多かったり、燃料代の高騰で、動くに動けない状態です。例年だと、3月はもう1ヶ月くらい、まさばのたもすくいが活発にできるんですけど、いわしがかなり見えてきたので、この先1か月くらいは、どうかな、と考えています。駿河丸も新しくなったようなので、もう少しひらさばを探しに協力してもらいたいと思います。以上です。

○日吉委員

大型定置ですが、1月の後半からまいわしを結構獲って、そのあとまさばの大きいのを獲って、それは前回話したんですけども。それ以降、するめいかが獲れだして、まとまっではないのですが、800円から1,000円と魚価が良いので、魚価に助けられています。非常に小さいのですが、刺身やホイルで巻いて食べるのも小さい方が柔らかくて美味しいです。それ以降、ぶりが千葉の外房の定置に入り始めたので、大体、鴨川の定置に入り始めると、伊豆の定置には

3, 4日遅れて入ると昔から言われてますけれども。まだ、ぶりの第一陣は見てないです。ちょっと遅いかなと。日本海の方は、既に福井とか京都を飛び越えて、山口県の方に行っているらしいですね。ちょっと早いなと思います。太平洋側、千葉で少しずつ獲れて、伊豆で大当たりするのが大体のパターンですが、ぶりを待っている状況です。

○内山委員

浜名です。2月にふぐ漁が終わりました。しらす漁が3月22日から始まります。浜名湖でのしらすうなぎですが、相変わらずの不漁ですが、単価が良いので、漁に続けて出れています。のりですが、2月の低温の影響かわかりませんが、生育がよく、量も獲れているんですが、売れ行きが悪いです。多分コロナの影響だと思います。市場の方で値段が落ちています。カキは順調に生育していると思います。あさりですが、相変わらず獲れません。悪天候のため出漁もできないのですが、数量も少ないので、出る漁業者さんも少ないです。熊本のあさりの事件の関係ですが、浜名湖の漁業者にはあまり影響ないようです。以上です。

○高田委員

伊東地区ですけど、キンメに関しては、先ほど会長が言ったように芳しくないです。またここ最近、潮が速くなってきたので、なおさら条件が良くないということです。単価は、少し大きいのが釣れると、ある程度の相場はします。磯の方ですが、いわのりなんかは、去年より秋口から水温が下がっているので、いくらかは良かったようです。ただ、海藻については、てんぐさにしろかじめにしろ、磯焼け状態が続いています。以上です。

○原委員

由比ですけど、現在は、3月22日からしらす、3月27日からさくらえびが解禁になります。現状、定置網しかなくて、1月、2月は一日の水揚げが50キロから150キロ程度。それもするめいかだとかまだいなんかが数十キロ程度。獲れてもそのような感じでした。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。伊豆の方は河津桜でコロナ禍においてもずいぶんと観光客が見えています。だんだんと気温も安定してきて、漁が上向いて、次の会議では人のことでも嬉しいなと言うような意見が出てくることを期待しております。

それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と原委員にお願いし

て議事に入ります。

それでは最初に、諮問事項の「静岡県資源管理指針の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山内参事

静岡県資源管理指針の変更について、御説明いたします。

はじめに、資料の確認をいたします。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項、3ページが諮問文書の写しです。

続いて、4ページから22ページまでが、今回お諮りしている県指針変更案の新旧対照表です。90度右に回していただきまして、三列の表になっておりますが、左から、改正前、真ん中に改正後、そして一番右の欄に、関連する国の資源管理指針の記述を配置しております。

その次の23ページが、お諮りしている県指針変更案に記載されている魚種についての、本県における資源・漁獲状況と、資源管理目標の検討案です。

その次の、24ページから39ページまでが、変更後の県の指針案の全文です。そして、40ページが農林水産省策定の大綱の抜粋、41ページが資源管理・漁業収入安定対策の概要、そして42ページが本県内で現在策定されている資源管理計画の一覧です。

戻りまして、1ページを御覧ください。

1の「要旨」に記載のとおり、静岡県資源管理指針は、平成23年度に開始されました国の「資源管理・漁業収入安定対策」の枠組みの中で策定したものです。

指針の内容につきましては、国からの通知により、資源状況の変化等を踏まえて毎年見直しを行うこととされておりまして、今回の諮問は、この見直しによる指針の変更案についてお諮りするものです。

はじめに、指針の策定根拠であります、国の「資源管理・漁業収入安定対策」の概要について御説明します。

この制度は、漁業者が減収を恐れずに資源管理に取り組むことができるように、漁業共済と積立金の制度を活用して支援するもので、この制度の下では、国と都道府県が、それぞれに資源管理指針を策定することとされております。

この制度に参加して、計画的な休漁や操業時間制限などの自主的な資源管理措置を実施した漁業者については、一定以上の減収が生

じた場合に、漁業共済や積立金の払い戻しにより減収分が補填されるとともに、国から、共済掛金や積立金に対する助成を受けられる仕組みとなっております。

漁業者がこの制度に参加するためには、あらかじめ資源管理措置を定めた「資源管理計画」を策定する必要がありますが、この「資源管理計画」は、国や県が策定した資源管理指針の内容に沿ったものでなければならないとされております。

次に、「県指針の概要」についてですが、指針の前段には、(1)のとおり本県全体の資源管理に関する基本的な考え方を記載し、後段に、(2)のとおり魚種別及び漁業種類別の資源管理の方向性を記載することとしております。本県の指針で対象としている魚種や漁業種類につきましては、右側の表に記載のとおりです。

また、県の資源管理指針につきましては、国の通知により、対象魚種の動向等を踏まえて、毎年検討を行い、必要に応じて見直すこととされております。

それでは戻りまして、1ページの「変更内容」を御覧ください。

はじめに、(1)の「最新の国の資源管理指針（「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」）、静岡県水産・海洋技術研究所の資源評価結果及び漁業統計等を反映した修正」について御説明します。

まず、国の資源管理指針の反映ですが、新旧対照表の5ページにあります「2 資源管理の実態」の記述について、一番右の欄に載せております、最新の国の指針の「1 漁業概観」にある「我が国周辺水域の資源評価」についての記述に合わせて更新をいたしました。

また、魚種別の「(1)資源の状況」の記述について、新旧対照表の5ページのさば類、8ページのするめいか、12ページのきんめだい、15ページのとらふぐについて、それぞれ一番右の欄にあります国指針の記述に合わせて時点修正をいたしました。

次に、県水産・海洋技術研究所の資源評価結果の反映ですが、23ページの表を御覧ください。県水産・海洋技術研究所が公表している令和元年と令和2年の資源評価結果と、それに基づく資源管理目標の検討案をお示ししております。なお、県水産・海洋技術研究所の資源評価より国指針の方が公表時点が新しいため、国指針の評価結果を優先させています。

このうち、4行目のするめいか、8行目のきんめだい、そして10行目のとらふぐについて、資源動向が「減少」から「横ばい」に転じておりますが、資源水準はいずれも「低位」のままで大きな変化が

ない状態であるため、従来の取組を継続するという一方で、資源管理目標の見直しは行わないこととしております。

続いて、漁業統計等の反映ですが、漁獲データの更新や、その他実態に合わせた記述の修正をすることとしております。(2)の「その他、実態に合わせた記述の修正」とともに、修正箇所は、4ページから22ページまでの新旧対照表の該当箇所に下線を引いてございますので、御確認をお願いします。

本日お諮りしている変更案につきましては、水産庁の事前確認をいただいているところですが、最初に御説明しましたとおり、本委員会で御審議をいただいた改正案を水産庁に送って正式に協議する手続があり、この中で、微修正が生じる場合もございますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

御異議がなければ、当委員会の答申をいただき、国の承認を得次第、速やかに施行いたします。施行の際は、県HP上に公表する予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については、事務局に一任していただきたく存じます。

なお、昨年度変更の際にも御説明いたしましたが、改正漁業法の施行に伴い、漁業者による自主的な資源管理の制度の枠組みが、現在の県資源管理指針に準拠する資源管理計画から、静岡県資源管理方針に準拠する資源管理協定に、令和5年度末までに順次移行することとされております。本日、このあとに、計画から協定への移行に必要な、静岡県資源管理指針の別紙3の制定を議題に挙げさせていただきますので、申し添えます。

それでは「2 諮問事項」です。

資源管理・漁業所得補償対策大綱（平成23年1月 農林水産省）第2のIの3の(1)の規定に基づく静岡県資源管理指針の変更について、同大綱別紙2の3の規定に基づき諮問いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。はい、日吉委員どうぞ。

○日吉委員

この指針のことではないんですが、県にお願いがあつて発言させ

ていただきます。

これは、国の漁業収入安定対策という、リース事業との国の二大柱なんですね。私が国の委員やっていた4年くらい前までは、水産庁の予算は2,000億円くらいだったんですよ。今は3,000億円になって増えている。これは全て、漁業収入安定対策とリース事業の予算が増えたからだと思うんですけども。以前から僕は県にお願いしてたんですけども、実はこれ共済とセットなんですね、共済の保険というのを一時期は1,400万円あったと思うんですけども、それを700万円まで減額しているんですね。この制度が入ったんで、僕は定置じゃなくて、例えば一人乗りの漁船漁業の人たちが、共済金の掛け金が高いので、それを今から4、5年くらい前に、国の方針に従って県が削ったんだけど、元に戻してほしい。なぜならこれ大事だから。これからキンメがTACに入ったりいろいろなものがTACに入りますよ。その時に共済に入ってもらわないと。県には漁業現場を見てもらわないと。他の漁業調査にお金を出すのならば、魚の販売の研究をしてほしい。自分たち現場が困っているのは販売。研究所にはそういうこともやってほしい。

○高田委員

確かに、自分が漁連の理事になったときには、2,100万円あった。それが1年で1,400万円になって、その後700万円になったと。自分もその時、何故700万円から上がらないのかと意見を言って、何年か前にも県議会議員からも声を上げてもらった。ただ、その時に加入率を皆で上げていかないと、という意見がでてきたので。やはりできるだけ、上げていきたい。今大事なことは資源管理をやっていて、水産庁は共済に入っていること前提で物事を言ってくる。だからキンメだって積立プラスに入っていない人もいて。制度から落ちこぼれないように何とかしていかなければならない。わかっている人はわかっているんですよ。そういうことも裏腹でもわかって、やらなきゃならないんじゃないかなと思います。

○日吉委員

補足良いですか。これ実は定置は全部入っているんですよ。僕が言いたいのは零細で一人乗りの漁船漁業を守ってほしいということ。今、高田委員が言ったように、加入率は、その程度であれば共済は掛け捨てで負担が大きい。それを国も援助してくれてるけど、県も一部援助してほしい。今の共済の県の補助率は少ししかない。是非現場の加入率を上げるような策を県にはお願いしたい。以上で

す。

○鈴木会長

共済に関しては、確かに稲取も加入率は悪いです。加入率良いところには補助が出ていると。それもおかしな話で、例えば、4隻の内4隻が加入していれば補助が出ます。一方で30隻いる内の15隻しか加入していない場合はだめです。そういう部分と、高齢の漁業者になると、先が短いからここで保険を払うよりも、細々とやるよ、という仲間がいたりとか、そういう中でなかなか難しいことです。

先日の一都三県の会議の時に、下田の専務が、入りたくてもお金がないんだよ、と言っていましたけれども、実際にそれが正しい話かもしれません。ただ、水産庁は、皆加入しているものだと思って、全ての資源管理は、仕事休んでもそういう補償があるじゃないですか、という言い方をしています。

この件に関して、他に何か御意見ありますか。

それではこの件に関して、原案の通り了承してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア 静岡県資源管理指針の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ 静岡県資源管理方針の変更（別紙3）について、事務局から説明をお願いします。

○山内参事

諮問事項の「イ 静岡県資源管理方針の変更」のうち、「別紙3の制定」について御説明いたします。

なお、県資源管理方針の変更のうち、別紙1のくろまぐろに関する事項につきましては、諮問事項「ウ」の知事管理漁獲可能量の設定に関係するため、後で説明させていただきます。

はじめに、配付資料の説明をいたします。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項、3ページが諮問文書の写しです。4～8ページが静岡県資源管理方針の別紙3の制定案、9ページが方針、協定の概念図、10～22ページが現行の資源管理方針の抜粋、23～24ページが資源管理方針に関する漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要、【制定理由】から御説明いたします。

9ページにあります「資源管理方針の概念図」も併せて御覧ください。

令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法では、水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われています。

農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて、資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第14条に基づき、国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、いわゆる「県方針」を定めることとされ、静岡県は令和2年12月1日に、本県の状況を反映した県方針の本文部分を制定いたしました。

この県方針には、本文に加えて、特定水産資源、いわゆるTAC魚種について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、TAC魚種以外の魚種についても、沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされ、別紙1には、TAC魚種、別紙2には、TAC魚種以外で国のMSYベースの資源評価結果が公表され、かつ資源管理の目標が定められた魚種、別紙3には、それ以外の魚種について記載することとされております。

現在、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置を、静岡県資源管理指針、いわゆる県指針に準拠して策定している「資源管理計画」は、令和5年度末までに、県方針に準拠して策定する「資源管理協定」に移行することとされているため、関係魚種に係る県方針の別紙を、あらかじめ県が制定する必要があります。

特に、従来の「資源管理計画」及び今後の「資源管理協定」への漁業者の参加は、先ほど県指針の変更の中でも御説明しましたとおり、漁業共済の優遇措置である積立ぷらすや、漁船リースなどの漁業者支援制度を、漁業者が利用する上での要件ともされておりますので、計画から協定への確実な移行を実現するためにも、協定の策定が予定される魚種に係る県方針の別紙の制定は欠かせないものであります。

ここで、先ほど静岡県資源管理指針について御審議いただいた、資料1の1ページ目を御覧いただきたいと思います。今お話ししました従来の資源管理計画から資源管理協定に移行するためには、この1ページ目の中ほどの「県指針の概要」のところにあります、四角で囲んだ「魚種別管理」の中にある「さば類」から「くろまぐろ」までの11の魚種について、新たに準拠する静岡県資源管理方針の別紙に定める必要があります。

再び資料2に戻りまして、1ページ目の【スケジュール】のところを御覧ください。

現在、水産庁の指示の下、制定可能な魚種から順次別紙の制定作業を進めているところであり、TAC魚種である、さんま、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ、まさば、ごまさばにつきましては、既に令和3年7月までに別紙1を制定しているところです。

今回は、とらふぐ、ひらめ、まだい、きんめだい、しらす、あわび類、さくらえび、いせえび、かたくちいわし、うるめいわしの10魚種に係る別紙3の制定につきましてお諮りするものです。

これにより、先ほど御覧いただきました資料1の1ページ目にある11の魚種のうち、さば類のまさばとごまさば、するめいか、くろまぐろが、既に静岡県資源管理方針の別紙1に記載されているのに加え、とらふぐ、ひらめ、まだい、きんめだい、しらす、あわび類、さくらえび、いせえびが新たに県方針の別紙3に記載され、資料1の1ページにあります現行の静岡県資源管理指針の魚種別資源管理の対象魚種がすべて網羅されることとなります。

なお、現行の資源管理指針では、自主的な資源管理の考え方や手法等が、資料1の1ページ目にもありますように、定置網やまき網といった漁業種類別でも規定されていましたが、新しい枠組である資源管理方針につきましては、水産庁の方針により、すべて魚種別に規定されることとなりました。

これを受けて、現在、定置網やまき網などの漁業者が、漁業種類別の枠組で策定して取り組んでいただいている資源管理計画を、新たな仕組みである資源管理協定に移行できるようにするため、それらの漁業種類において対象となる魚種について資源管理方針の別紙に定める必要が生じ、今回、かたくちいわしとうるめいわしを別紙3に記載するものです。

このほか、ぶりについても今後別紙に記載する予定ですが、国の資源評価の作業が進行中であるため、今回は見合わせ、追って加えていく予定です。

今回お諮りする各魚種に係る別紙3の案を、4～8ページにお示ししております。内容については、水産庁の事前確認を受けておりますので、申し添えます。

それでは、別紙3の規定内容について、御説明いたします。

「第1 水産資源」の項目には、水産庁の指示により、系群が判明している場合には、「(ひらがなの標準和名) + (系群名)」を、

系群が判明していない場合や資源評価が未実施の場合には、「（ひらがなの標準和名）＋（海域名）」を記載しております。

「第2 資源管理の方向性」の項目については、いずれも水産庁の指導による文案を記載しております。

このうち、資源水準が低位の、別紙3-1のとらふぐ、3-4のきんめだい、3-7のさくらえびについては、一定期間後に資源水準や動向を改善することを目標とする旨の記載とし、資源水準が高位又は中位の、別紙3-2のひらめ、3-3のまだい、3-8のいせえびについては、その水準を維持することとする旨の記載としております。

また、資源評価のされていないものの漁獲状況が横ばいである3-5のしらすについては、現行の資源管理指針と同様、CPUEを維持する旨の、同様に資源評価のされていない別紙3-6のあわび類については、現状の漁獲レベルを維持する旨の記載としております。

別紙3-9のかたくちいわしと3-10のうるめいわしについては、広域の回遊性魚種であることや、主に定置網やまき網などにおける混獲魚種であることから、現状の漁獲レベルを維持する旨の記載としております。

魚種ごとの細かな記載については、4～8ページのとおりです。

次の「第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」の項目には、水産庁の指示により、いずれも「静岡県漁業調整規則を遵守するとともに…」以下、同じ文章を記載しております。

「第4 その他資源管理に関する重要事項」の項目には、水産庁の指示により、いずれも「該当なし」と記載しております。

2ページにお戻りください。施行日については、令和4年4月1日を予定しております。

御異議がなければ、当委員会の答申をいただき、水産庁の承認を経て、施行いたします。施行の際は、県公報に告示するとともに、県HP上でも公表する予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については、事務局に一任していただきたく存じます。

それでは「2 諮問事項」です。

漁業法第14条第9項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更に
ついて、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。変更内容は資源管理方針の変更、別紙3の制定です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。
- 影山委員 影山です。今回の説明のあわびの関係なんですが、資料6ページの別紙3の案の第2にある、資源レベルを現状通り維持するという様
に書かれているんですが、前の議題の管理指針の方では、資源管理
目標として、資源水準が低位であることから、資源回復を基本方向
とする、と書かれているんですが、この議題の冒頭の説明では、資
源水準を現状レベルで維持するところを、漁獲水準を現状レ
ベルで、というような説明に聞こえたんですが、資源管理指針と、
資源管理方針との、このあわびにおける考え方の整合性というの
はどうなるのでしょうか。
- 永倉主任 あわびを担当している事務局の永倉です。確かに若干表記の違い
がありますので、ここは事務局の中で検討し、統一させていただきます。漁獲努力量を現行水準以下としていることに関しては、磯焼け
など外部の要因も含まれますので、具体的な数値を明示しにくい
というところもありましたので、そのときの漁獲状況等を判断し、
適宜判断したいと思っておりますので、こういった書き方にさせて
いただいております。
- 鈴木伸洋委員 鈴木伸洋ですがよろしいでしょうか。
- 鈴木会長 はい、どうぞ。
- 鈴木伸洋委員 影山委員が言われていることは、かなり重要なことだと思うん
です。要するに資源を現行レベルに維持するというのが、県の目標
なのか、それとも資源を回復させることが主たる目的なのか、とい
うところは、かなりレベルの違う話だと思うんです。漁獲努力量
を現行水準以下に維持するというのが、現行レベルを維持するこ
とにつながるのか、漁獲量を現行水準以下にすることが、資源を回
復する方向へ導けられる方法論なのか、というところが重要な議論
だと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内参事 資源管理指針の方の表現として、低位にあるから回復を基本方向として管理する、というのが正しいと思います。別紙3-6の方だと、資源水準を現状レベルに維持するという表現は、確かに、ない、ということになりますので。ここの部分の表現を、資源水準を回復させる、というような表現に変更すれば整合性はとれてくるかと思います。

○花井事務局長 ですので、提案としては管理指針で使っている文章、「資源水準が低位にあると推察されることから、資源回復を基本方針として管理する」、と言う部分を最初に持ってくるということでどうでしょうか。

○鈴木会長 今、事務局から説明がありましたが、聞こえましたでしょうか。

○影山委員 はい、わかりました。資源水準が低いので、回復させるという方向性で、対応していただきたいと思います。

○李委員 議長、よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、どうぞ。

○李委員 私だけの印象かわかりませんが、それ以外の魚種に関しては、要は自主的な資源管理の考え方や手法などを定めること、としながらも、この別紙3の案を見る限りでは、漁獲可能量の管理をする準備をしているような印象を受けました。本来であれば、TAC魚種以外の魚種に関しては、今まで通りの自主的な管理を尊重しながら、必要があればMSYの評価結果が公表された場合には、こうする、と。順番的に、このMSYに関する言及というのは、どちらかといえば、第3の漁獲可能量による管理以外の手法の後にくるべきだということを少し思いました。この文章を見ると、おそらく水産庁指示だと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○山内参事 国からは、諮問事項の1ページにあります分類で記載をするようになっています。まだMSYベースのものが出ていない魚種については、別紙3を先に掲げており、MSYベースの資源評価結果が出て、資源管理の目標が国の方で定められた魚種については、別紙

2の方に移行していくというように、という指示で今動いている状況にあります。移行の可能性のあるものに関しましては、結果が出たところで位置づけを変えていくというようなことで、そういうような指示で、こういうような書きぶりとなっています。

○李委員 文章作成に関しては、例えば順番を調整したりだとか、県にはどのくらいまでの裁量を与えられているのですか。

○山内参事 原案は県で作ったのですけれども、MSYベースの評価が公表された場合には、というような文章については、国の方から付けられています。

○花井事務局長 すみません、ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。現在、資源評価については、資源状態が高位、中位、低位、あとは動向がどうであるとか、そういった表現なんですけど、これからは、MSYベースでの資源評価に変わっていきますので、その表現を取り込んでおります。今もそうなんですけれども、TAC前提で資源評価をしているわけではありませんので、その辺は誤解がないようにしていただければと思います。資源評価の報告が少しずつMSYベースに変わっていくというようにお考えいただきたいと思っております。

○鈴木会長 実際には、今はTACの魚種ではないけれども、TACの魚種に入りそうなものに関しては、漁業者自体は、それなりに自主的に休漁したり道具の数を減らしたり、そういう努力はしております。しているけれども、その結果というものが出てこないのに、国としては、次から次へと、TACありきの形でどんどんと進んでいます。水産庁も現場と話すと言っても、話し合いの場を持つだけであって、我々漁業者としては、自分たちはちゃんと漁業者と話し合いをしました、というような水産庁のアリバイ作りにしか受け取れないです。自分たちの希望としては、TACになるだろうということはもうわかってますけれども、ただ漁業者が今まで一生懸命努力してきた結果を見ないで次に進むということは、許されるべきことではないと思います。どうですか、高田委員。

○高田委員 そうですね、今まで言われたように、キンメに関しては一都三県

で集まって、各地区で資源管理をしている中で、やってることに對してはちゃんと認めてもらうべきだと思います。その先に行くにも、まずそこをベースにしないとできないのと、沿岸漁業は特に厳しい中にあるので、これから資源量を維持して魚を大事にしていて、やっぱり次の世代に渡していくことが大事だと思う。ただTACの話が、今会長から出ましたが、漁業者はいつも同じような気持ち。水産庁もそこで進まない。自分としては、これからTACに入っていくなら行くで、メリットもあるならデメリットもあるのかなと思う。そういうものも含めて、もう少し少人数で密に話ができるようにしていった方が良い。ただ、漁業者が全部集まれば、反対の意見が多いと思う。その辺も含めて、もう少し県にも入ってもらって、水産庁がTAC移行にあたって今後どういうものを描いているのか、わからないまま公になっているので、そこをもう少し腹を割って詰めていきたいと思っています。

○鈴木会長

ありがとうございました。 はい、日吉委員。

○日吉委員

18ページのくろまぐろの管理措置の表のところなんですけれども、定置漁業について書かれていて、次のページには、延縄とひき縄の自主管理のことが出てくるんですけれども、必要に応じて、操業自粛とか生存個体の放流実施とか、そういう自主管理ですよ。他にもまき網は操業時間の変更や場所の移動が書いてある。ただ、定置の自主管理がここには載ってない。公になるなら自分たちが努力していることも載せてほしい。これじゃ何も自主管理していないみたい。

あと、ステークホルダー会議について。絶対漁業者が皆で行って、声を上げなくちゃいけない。これが本当の担保なんです。まさばの時もやりましたよね。ほとんど漁業者はいないわけですよ。反対の学者と反対じゃない学者が討論する場所なんです。でもこの場が担保なんです。ここに出て、言うべきことを言った方が良いんですよ。橋ヶ谷さん、さばだって、旋網の大きな団体の人たちがたくさんいて、あとはMSYについて反対の学者と推進したい学者の討論の場なんです。何も漁業者が発言していない。だからキンメのステークホルダー会議をやるときは、絶対皆行った方が良いです。ステークホルダー会議をやって、漁業者が承諾する、となるんですよ。TACになるときは絶対やりますんで、異議があるならそ

の場で言わないと、現地説明会で言っても意味がない。以上です。

○内山委員 新しくしらすも入ると言われてるんですけども、キロ数の維持だと、頭打ちのように思うのですけれども。しらすというのは年によって魚群が大きくなったり小さくなったりします。これは、先ほど日吉委員が言われたように、定置網の場合だと、網に入った場合は放流しなければならないというのがあるので、先ほどあったように、ステークホルダー会議は漁業者も参加した方が良いと思います。

○日吉委員 今までも、他の会議に漁業者は出ていないんですよ。じつはかたくちいわしもまいわしも、終わってしまっている。
きんめの漁業者は静岡多いですよ。なので皆で行った方が良い。

○松浦主査 かたくちとまいわしの太平洋系群のステークホルダー会議はまだやってないです。資源評価について意見を言う場はもう終わったんですが、次のステークホルダー会議は予定では3月の末くらいだったと思うのですが、まだ詳細な通知は来ていません。
それ以降、ぶりなど別の魚種については、資源管理検討部会というのがあるように、まだ動いていない魚種もあります。スケジュール的には今のところ、いわし類はまだです。そのため皆さんも参加できます。

○西原委員 内山委員のところもうちのところも、しらすをやっておりまして、私も同じような質問をしようと思っていたのですが、この資料1の28ページの中に、操業時間とあります。別紙3-5の書きぶりよりもこの操業時間の制限の方が、私は良いと思います。かご数の制限をやると、物が悪いと捨てたりするおそれがあるものですから、時間の制限の方が私は資源管理しやすいのではないかと思います。

○山内参事 これについてなんですけれども、資源管理方針の方には、何らかの数値目標的な内容を入れなさいということで、時間制限などの、今指針に載っているような内容については、個別の協定に定めるようになっております。今度新しく、しらすが資源管理計画から資源管理協定へ移行するんですけれども、その協定の中で、時間制限な

りを定めてもらうということになります。今後協定を作る中で、協定の中に盛り込んでもらうということです。

○西原委員 わかりました。あともう一つお聞きしたいのですが、CPUEが393kg、一日これだけしか獲ってはいけないのかと、素人考えではなってしまうんですよ。こういうことをもっとわかりやすく説明してほしい。いずれはTACになると、皆そこを心配してしまうんですよ。資源管理が主で、数量は決めるわけではないと。総量規制という言葉が、TACについて回っているんですよ。しらすの船曳の漁業者も、そこを心配している。

○日吉委員 県の方にちょっとお聞きしたいのですが、ステークホルダー会議に出ている方もいると思うんですね。ステークホルダー会議に出て、難しい資源管理の用語がたくさん出てくるんですよ。そこら辺は、漁業者はわからないですけど、あなたたちはわかるんですかね。ステークホルダー会議の資料がありますよね。あれは県でも解析できているんですか。

○花井事務局長 全て細かくはわからないんですが、ある程度は理解できます。

○日吉委員 西原委員、漁業者はほとんど内容わからないですよ。国が、わからないようにしているようにしか思えない。MSYは神戸チャートという物を元に計算するんですよ。

ぶりは北海道まで獲れているんですよ、それなのにぶりの資源評価は、神戸チャートでは真っ赤ですよ。今回悪意があるのかなと思って、神戸チャートで評価するとTACに入るわけ。10日に水産庁のぶりのTACに向けての部会がありますが、この話があると思います。

実は神戸チャートが大事だと言うことを漁業者はほとんどが知らない。名前だけは知ってると思うけど。MSYは神戸チャートが基本になってるんですよ。

○花井事務局長 ちょっとだけ補足させていただきますと、今までは資源が高いか低いかわからないレベルだったんですけど、神戸チャートって言うのはこれに、漁獲の水準はどうなんですかと。資源が高いなりにたくさん獲っていると、実は獲りすぎていますよということです。先ほ

ど日吉委員が言われたような、真っ赤な表示になってしまう。ですから、資源量が沢山あるから安心だというわけにはいかないというのがこの神戸チャートです。神戸チャートはMSYに基づいて計算している。

○日吉委員 漁業者はほとんど皆それを理解していない。それでステークホルダー会議に行ってもですね、何も討論できない。

○鈴木会長 神戸チャートという言葉が出ましたけれども、広調委の時に、キンメの資源について神戸チャートの話が出ましたけれども、ちんぷんかんぷんでした。なかなか漁業者があういう場に行って、その場で文言の意味を理解しようとしても、まずできないのかなと思います。

この件に関して、他に御質問ございますか。

○田口委員 すみません、ちょっと教えていただきたいのですけれども、今、ぶりがTAC魚種になるというような話がありましたが、こちら今私が持っている次期水産基本計画のポイントの中で、獲れない魚が出てきているから、その代わりに、ぶりとかまいわしを獲れない漁船の人たちに獲らせてあげようというような記述あるんですけれども、ちょっとおかしくないですか。

○日吉委員 まいわしについては、今さんまが激減して獲れてないので代わりに獲らせるということだと思います。

今、ぶりの記述があったと聞きましたが、初めて聞きました。

○田口委員 今、私が持っている資料なんですけど、水産基本計画の2ページ目にかかれてます。こちらにぶりが入ってます。ぶりがこれからTAC魚種に入って、獲らないでいきましょうという話なのに、逆に獲る人、参入者を増やそうという話になっているので、ちょっとびっくりしたんですね。

○日吉委員 ぶりが資源が少ないって言ったら、今、日本で獲れる魚ないですよ。

○田口委員 もう一点あります。定置漁業の方々が、資源管理でくろまぐろの再

放流をやっておられるのですが、一般の人たちにはあまりその取組みは知られていません。獲れた魚を放流する手間、作業時間が増えているというようなことを数値なりで表して、皆さんの犠牲をお金に換算して、これくらい犠牲払って放流しているということを見せていったらいいんじゃないかと思うんですね。なかなか漁業者さんの努力というのを一般の方は理解できていないところがあるので、今後そういう伝え方もしていただければと思っております。

○日吉委員 ありがとうございます。その通りだと思います。今回の資料には僕らの自主的な管理について触れていない。

○松浦主査 会長、発言よろしいでしょうか。日吉委員の発言について補足なんですけれども。

資料4で補足をしようと思いましたが、今の資料2に添付されている資源管理方針の18ページにあります、まき網はたくさん獲れたらこういう対策をしますよ、というのを明記してあるのは、資源管理方針というのは、割と規制になるようなものを書くところなんです。定置の方々が自主的に放流してくださっているという前提はもちろんあって、その一つ前の表にあります、2の採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置という部分には、定置の方々も日に一つの網に200kgを超える入網があった時は、緊急連絡をして、採捕する人たちは、残柵を見ながら必要に応じて生存個体の放流を実施、までは表に入っています。

例えばそれを、まき網のように書いてしまうと、それを守っているか守っていないかになってしまって、今、定置協会さんでは残りの量を見ながら生存個体の放流とか、獲り切る量をここまでにしようかなど、漁獲状況に合わせて上手にやっただいているので、方針が割と規制をすることを前提に書いているという中では、よくやっただけしているのは承知しているんですけれども、そこまで書いてしまうのはどうかと思ったところです。

○鈴木会長 この件についてですけれども、くろまぐろに関して、定置が網の底を上げて放流したりといった事を我々はわかっています。

ただ、今、日吉委員が言ったように、果たして一般の人がそういう作業をしているのがわかっているかといったら、まずわかっていないと思います。漁業者がせっかく網に入った魚を逃がす、針にか

かった魚を逃がす。これがどれだけつらいことかと言うこと。そういうこと定置は率先してやってくれている。それはやはり何らかの形で皆に知らせなければいけないことだろうし、資源管理をすることの中で大事なことかと思えます。

他に何か御意見ございますか。

○眞鍋委員 はい、ステークホルダー会議についてなんですが、先ほどの話だと漁業者も参加できますよということだったんですが、今まであまり出ていなかった理由は。

○日吉委員 ステークホルダー会議はエントリーすれば誰でも出れます。

○橋ヶ谷委員 ただ、突然漁業者が出て、配られた資料を見て、ああそうなんだ、と理解できるものではないです。難しく理解できない。さばの場合なんですけれども、私が出た時は、さばのたもすくいだとか棒受け網というのは、数が少なくて全国的な組織もありませんから、内容も難しく理解できません。MSY理論を肯定する学者と否定する学者が討論している場でしたので、これは時間の無駄だと思って、途中で帰りましたが。

○日吉委員 会長、キンメの時は是非参加してもらって、最終日に意見できる場がありますので。

○花井事務局長 会長よろしいでしょうか。ステークホルダー会議の前に、資源管理手法検討部会というものがございます。この中で、漁業者の皆様から直接御意見を伺う機会があるようです。ここに代表者を送ってですね、御意見を言っていただければと思います。そこの場で、ここがおかしい、あそこがおかしい、と意見していただきたいです。よろしくをお願いします

○田口委員 すみません、今のお話のことでお聞きしたいんですけども、資源管理の手法についてお話しする機会であれば、漁獲量による管理でなくて、漁獲努力量による管理でお願いします、という話もできるんですか。

○花井事務局長 できます。そこで、なるほどな、という意見を出せば、水産庁も

強行的にやるということはできないと思います。

○田口委員 きんめだいの場合は、皆さん漁獲努力量による管理であったら、針の数とか、そういうものを指標にすれば、結構まとまるような感じがするんですね。ですからMSYとかその話は納得したから、逆に管理の話をもっていったらいいんじゃないですか。

○鈴木会長 先ほど私の方からも言いましたけれども、漁業者は漁業者なりに努力はしています。新たに4月から9月いっぱいまでは休漁日を一日余分に設けたりですとか。その努力の結果が1年2年でわかるんですか、というのが私の意見です。それがある程度年月がたって、ああ、あの時に休漁日を設けたから、いくらかでも資源が回復しているんだなど、そういう結果を見ないでTACありきでは、今まで漁業者がやってきた資源管理に対する努力というものは一体何なんだ、というような言い方をしたくなります。

眞鍋委員、先ほどの質問に対しての返答はこのようなものでよろしいでしょうか。

○眞鍋委員 はい、ありがとうございます。

○山内参事 会長、すみません。先ほど影山委員からの御意見がございましたので、回答させていただきます。

3-6の資源管理の方向性のところで、今書いてあります資源水準を現状レベルを維持するためとありますが、資源回復を図るため、という表現に修正させていただきます。

○鈴木会長 影山委員、今の発言についてわかりましたでしょうか。

○影山委員 了解しました。ありがとうございます。

○鈴木会長 御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは 諮問事項のイ 静岡県資源

管理方針の変更（別紙3）について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のうち令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（するめいか）について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。

議題1 特定水産資源（するめいか）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料3を御覧ください。

まず、資料の構成を御説明します。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。

3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5ページから7ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の8ページが知事からの諮問文となっております。

1ページの1の概要から御説明します。

知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について資料4ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和4管理年度のするめいかの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、5ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

ただ今御説明したとおり、するめいかについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和3管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。

施行の際は、3ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考の【県資源管理方針の変更】については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項になります。

特定水産資源（するめいか）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○鈴木会長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○日吉委員 定置の漁業者としては、現行水準で設定していただければ嬉しいです。

○鈴木会長 日吉委員に聞きたいのですけれども、イカの水揚げの増減というのはどうですか

○日吉委員 今まで2年間不漁でしたけど、今年は良いんじゃないかと思っています。ただ、今まではなかったんですが、今はこの時期に小さいものが入ってます。この寒い時期は、通常大型のものが来る。

○高田委員 そうですね。生まれてすぐのいかをこの間も見ただけけれども、時期がちょっとずれちゃっていると感じている。

○西原委員 うちのところもそうだけれども、冬場に大きいいかが入るんです。でも今年はずっと以上に小さいと感じます。資源は多いみたいだけれど。

○鈴木会長 他に何か御意見ございますか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは、諮問事項のうち 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（するめいか）について、原案のとおり了承します。

それではここで、10分間の休憩の時間とさせていただきます。10分後に議事を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

それでは議事を再開いたします。

続きまして、諮問事項のイ 静岡県資源管理方針の変更（くろまぐろ）についてと、諮問事項のウ 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（くろまぐろ）についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、一括して審議したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。座って説明させていただきます。資料4を御覧ください。資料4では、先に資源管理方針のうちくろまぐろに関する部分の変更について御説明してから、知事管理漁獲可能量の配分の方法や数値について御説明いたします。

まず、I 概要の1を御覧ください。括弧書きにした県方針の概要につきましても、先の資料2、3の諮問でも御説明しましたので割愛いたします。

次に2です。令和4管理年度は、資源管理をより効果的に行うために、県方針を2段階で変更したいと考えておりますが、まずは年度当初に行う変更についてです。

(1) くろまぐろ（大型魚）における知事管理区分の変更（別紙1-6第2）ですが、別紙は資料4の別添①に新旧対照表を、別添②に修正案の溶け込み版を添付しております。文字そのものは水産庁のチェックを受けておまして、また概要をこの先御説明しますので、別添①と②の資料は後ほど御確認ください。

この(1)の変更に伴い、漁船漁業等のみ漁獲可能量の管理区分の配分の基準を(1)の変更に合わせて修正しました。詳細な説明は割愛しますが、「4月から10月までの期間」と「11月から翌年3月までの期間」の2つに分割する際に、直近3か年の実績に基づく配分を行うというもので、「4月から10月までの期間」に0.5トン配分し、主漁期である11月から翌年3月までに残りの数量を配分することとしています。

このほか(3)として軽微な変更をしております。主に事前に水産庁に方針変更案の確認を依頼する中で、指示があったもので、指摘通りに修正しております。ここまでの方針の変更にかかる諮問の対象の説明となります。

次に今回の諮問対象ではありませんが、今後の予定について御説

明します。

3の令和4管理年度内に目指す変更の最終形態を御覧ください。
後、資源管理の有効性を高めるため、くろまぐろ（大型魚）の管理区分のうち、漁船漁業等の内訳を新たに「はえ縄漁業」、「ひき縄釣漁業」及び「その他漁業」に分割したいと思います。このうち、「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣漁業」については、漁獲可能期間を周年とせず、漁獲可能期間をそれぞれ2つに分割したいと考えています。

今御説明した変更の概要について、大枠でお示ししたものが5ページでございます。5ページを御覧ください。令和4管理年度におけるくろまぐろ（大型魚）漁船漁業等の管理の概要（案）とありまして、現在の状況が（1）となります。（1）【現行（令和3管理年度）】、大型魚は漁船漁業等と定置漁業の二つに分け、それぞれの四角、つまり枠の中で数量管理を行っています。

今後、漁船漁業等における資源管理の有効性を高めるため、くろまぐろ（大型魚）の知事管理区分、以下、「管理区分」といいます、のうち漁船漁業等を「4月から10月までの期間」と「11月から翌年3月までの期間」の2つに分割したいと考えています。

そのイメージが（2）です。ただし、これは経過地点でありまして、最終的に（3）【令和4管理年度中に改正】でお示した表のように漁船漁業等を①から⑤まで、5つの管理区分に分けたいと思います。

①と②が漁船漁業等のうちのはえ縄漁業、これを採捕時期を実際の漁期に合わせ二つに分離します。次に③と④が漁船漁業等のうちひき縄釣漁業。こちらも採捕時期を実際の漁期に合わせ二つに分離します。最後に⑤ですが、漁船漁業等とは、定置漁業以外の全ての漁業を指しますので、これについて①から④に該当しない混獲採捕をこちらに充てることとしています。

（3）の表に基づき管理区分を分ける際に、一点課題がございます。「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣漁業」は特殊な場合を除き、これは東京都の小笠原周辺で行うはえ縄は知事許可、とか操業範囲が広く船も大きい場合は大臣許可としてはえ縄をやるとか、そういった特殊な場合がありますが、こういった場合を除き、許可とか承認がいない漁業なので広く自由漁業となります。

その課題について、6ページの図に基づいて御説明いたします。6ページを御覧ください。知事管理区分のうち漁船漁業等におけるく

ろまぐろ（大型魚）の採捕者は大きく2種類に分類されます。一つは上の四角、免許や許可に基づく漁業、であり、誰が（+どの船が）免許や許可を 持っていて、どの漁法でくろまぐろを採捕したかを区別できる漁業です。どんな漁業が該当するかは、右側の角の丸い四角内にお示しした漁業が該当します。

次に、下の四角、免許や許可に基づかない、自由漁業と呼ばれる種類の漁業があります。自由漁業は、くろまぐろのTAC管理が始まった際、数量管理を行うため、数量管理のために、太平洋広域漁業調整委員会による、くろまぐろを採る人（+船）の承認制度がございます。ただしこれは数量を把握するためのもので、漁法そのものは区別できません。

この承認において、当該2種類の漁業を行う漁業者については明確に区別できません。漁具を船の上で容易に漁具を持ち替えて操業することができます。このため、罰則規定を伴う数量管理を行うのであれば、管理区分の境を明確にする必要があるとの指摘を水産庁から受けています。

そこで、資源管理方針上でそれぞれの知事管理区分を明確に定義できるよう、静岡海区漁業調整委員会指示にて、くろまぐろ（大型魚）を採捕する操業者をそれぞれ承認し、区別することとしたいと考えています。

については、今回の諮問ではありませんが、今後の予定として、4月に予定されている海区委にて、「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣漁業」の承認制度について協議し、承認手続が完了した後にくろまぐろ（大型魚）の管理区分を漁業種類ごとに分割したいと思います。

なお、これらの手続が完了し、漁船漁業等について新たに管理区分を設定できるようになった暁には、県方針を変えることが出来ますので、準備が整い次第、海区委に諮問する予定です。

それでは再び、諮問事項の流れに戻ります。

次は、令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、つまり数量の配分についてになります。令和4管理年度の国内漁獲可能量のうち、都道府県別漁獲可能量の静岡県分はくろまぐろ（小型魚）29.8トン、くろまぐろ（大型魚）14.5トンです。

12月のWCPFCの結果を扱うニュースでは、日本のくろまぐろ（大型魚）の枠が15%増とのことで流れていましたが、本県の最終数量は小型魚含め、大型魚もそれ以上の伸びとなりました。

下の【知事管理漁獲可能量の設定】を御覧ください。静岡県分の

漁獲可能量について、県は令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めることとしたいと考えます。

まず、(1) くろまぐろ（小型魚）です。漁獲可能量は29.8トンで令和3管理年度から+5.6トンの増。この配分内訳は以下の表にお示ししたとおりです。まず、資源管理方針に則って、県枠全体のおおむね8割を漁船漁業等と定置漁業の両方に配分します。残りのおおむね2割を県留保とします。漁船漁業等と定置漁業には、従前通り、国が各県の配分の際に参考に行っているH22～24年の実績割合で配分しています。

小型魚はさらに、一年間を4か月ごと3つの期間に分けて管理していますが、その配分比率は令和3管理年度と同比率としています。

次に(2) くろまぐろ（大型魚）です。漁獲可能量は14.5トンで令和3年度から+2.7トンの増です。配分の考え方は小型魚と同じく、枠のおおむね8割を漁船と定置に、おおむね2割を県の留保枠とし、漁船漁業等と定置の過去の実績比率を元に配分しています。大型魚については、資源管理方針変更のところで御説明したように、4-10月は過去3か年の実績に合わせ0.5トンとし、主漁期に残りの数量を配分しています。以上が令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の配分の考え方となります。

最後に、5の令和4管理年度当初に行われる国の繰越し処理による再配分後の処理について御説明します。これは4月末から5月にかけて行われる追加配分に関することとなります。

令和3年のWCPFC年次会合において、前管理期間と同様に令和3管理年度の残枠について、国全体として当初数量の17%まで繰越し可能と認められました。沿岸漁業においては各都道府県配分量の当初数量の10%まで繰越し可能です。

沿岸漁業における令和3管理年度の繰越し数量が確定した後、農林水産大臣から、令和4管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更が通知される予定です。上記変更の内訳は自県繰越し分として、本県最大値はくろまぐろ（小型魚）で2.4トン、くろまぐろ（大型魚）で1.1トンを想定しています。これと、さらに国が一旦留保とした数量の再配分。

現時点で再配分の方法と数値は未確定ですが、年度当初に再配分される枠を有効に利用するため、あらかじめ配分方法を決めておきたいと考えています。その配分方法の説明が(1)となります。

まず漁業種類別の割当量は、国が本県数量を定めるに当たり実績

を採用した期間の実績比率で配分したいと考えます。小型魚では平成22～24（年）、大型魚では平成27～29（年度）の実績割合です。

次に、小型魚については、急な群の来遊に対応できるようにすること、また漁獲枠を効率的に利用できるよう、漁船漁業等及び定置漁業のいずれも4～7月の期間に追加配分したいと思います。

最後に、大型魚の割当量のうち定置漁業はそのまま配分数量を定置漁業に追加しますが、漁船漁業等に配分する数量についてはそのまま配分とせず、確実に漁船漁業等の持ち分として一旦県の留保に組み入れた後、今後予定している県方針の構造の変更に合わせて、改めて海区委で配分数量を諮問したいと思います。

なお、上記手続の結果については、手続が完了した後の海区委にて報告いたします。以上について、2の諮問事項として読み上げます。

1の資源管理方針の変更について、漁業法第14条第9項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更（別紙1の追加）について同条第4項の規定に基づき諮問します。こちらは、諮問分を先に諮問を行いました資料2の別紙3の諮問分と同じものとなりますので資料には添付してございません。変更後の方針は別添資料①と②が該当します。

2つ目の諮問は、2の特定水産資源の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定（年度当初）で、漁業法第16条第1項の規定に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の設定について同条第2項の規定に基づき諮問します。

こちらについては知事から海区委長にあてた諮問文を資料7ページに、数量の告示案を資料9ページに添付してございます。

3つめの諮問になります。資料の4ページにお戻りください。資料4ページの3、国の繰越し処理による再配分後の知事管理漁獲可能量の変更（再配分について）です。漁業法第16条第1項の規定に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の設定について同条第2項の規定に基づき諮問いたします。こちらについては、考え方を記載した諮問文を資料の8ページに添付してございます。

知事から海区委長宛に、令和3管理年度の繰越し処理に伴う再配分後の知事漁獲可能量の変更について、小型魚と大型魚の扱いについて記載してございます。数量未定のため、知事漁獲可能量の告示

案はございません。

最後に10ページに根拠となる漁業法の抜粋を添付してございます。以上が、次期管理年度におけるくろまぐろ資源管理方針の変更と知事管理漁獲可能量の設定及び変更の諮問となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○西原委員 令和3管理年度の中で、小型魚が、漁船漁業から定置漁業の方に8トンですか、それと県の留保枠ですが、量として定置の方へ何トンくらいいっているのかその現状を教えてください。

○松浦主査 はい。次の諮問の資料にあります。それを使って説明させていただきます。

お手元の資料5の3ページを御覧いただけますでしょうか。この後、令和3年度の数量変更の諮問を予定しておりましたので、こちらで西原委員の御質問に回答させていただきたいと思っております。

表の中の区分、当初数量というスタートのところが4月でしたけれども、おっしゃるように、途中、漁船漁業等から、12月の末に5トン移していただいて、1月の末に3トン定置に移させていただきました。あと、県の留保枠につきましては、小型魚4.8トンあったものを定置に解放したということ、合計12.8トン移動をしております。また後から説明しますが、漁船は他県から3トンをあててございます。補足ですが大型魚につきましては、逆に定置漁業から漁船漁業等に5トンを移している、そのような状況です。

○西原委員 私が質問したのは、定置の方でも大型魚ということで同じトン数でも単価の全然違うものですからね、お互いの協力の下やってきたわけですが、県の留保枠を途中で解放しましたよね。それでうちの方の漁船から心配する声が出て、県の方としては、来年はある程度まで県の留保枠を確保したままやってもらえると承知しているんですがどうでしょうか。

○松浦主査 はい、そのつもりでおります。去年解放を割と早めにしたんです。おっしゃるように、留保は留保なので、最後の方まで保持しな

がら、様子を見ながら、最後解放できたらなと思っております。

○日吉委員 定置に合計12トン来ましたが、他県から来たものは、3トン漁船に返しています。正確には8トンですね。

○鈴木会長 他に何か御意見御質問ございますか。特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項のイ 静岡県資源管理方針の変更（くろまぐろ）についてと、諮問事項のウ 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（くろまぐろ）について、原案のとおり了承します。

○鈴木会長 続きまして、諮問事項のエ 令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（くろまぐろ）について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 資料5を御覧ください。今度は令和3管理年度。今年度の最後の数量変更についての諮問になります。よろしくお願いします。

Iの経緯につきましては資源管理の経緯は割愛いたします。また資源管理にかかる近年の状況についても割愛いたします。

今回は前回の海区で諮問した、他県からの融通を受けた場合の措置について、県内の枠変更の報告と、留保解放についての諮問となります。

まずIIの報告事項です。1月27日の海区で、本県は他県から漁獲枠をもらうこと、すなわち譲受を希望して申請している旨報告をしておりましたが、2月17日付けで農林水産大臣より通知があり、無事、小型魚6.4トン、大型魚10.2トンを譲り受けました。

その数量をどのように処理したかが2の大括弧内の数字になります。小型魚は6.4トンを譲り受け、前回海区の諮問通り漁船漁業等に3トン配分いたしました。現在、県の留保として3.4トンを保持しています。この配分については、後ほど諮問いたします。大型魚につきましては10.2トンを譲り受け、こちらも前回海区の諮問通り全てを漁船漁業等に配分いたしました。この手続きにつきましては、資

料の4ページに添付した県公報告示として公表済でございます。委員の皆様にも送付してございます。

1ページにお戻りください。ページ下の部分、Ⅲの諮問事項です。先の譲受により県の留保となった小型魚の3.4トンについて、管理年度が残り1か月を切りましたので、本県漁獲枠の有効利用を図るため留保を解放いたします。その考え方と配分方法は2の内容にお示ししたとおり、小型魚については県留保枠の3.4トンを2分の1ずつ漁船漁業等及び定置漁業に配分するというものです。

以下に参考として2月24日現在の県内消化状況をお示ししております。令和3管理年度内は定置網にくろまぐろ小型魚が来遊し、枠の管理が苦しい時期もありました。相当数、定置の方に放流をしていただきました。今は漁船漁業、定置漁業ともに小型魚は消化率50%を越えており、両漁業ともに残り一か月残す中で、ある程度の余裕を持って操業しております。このため、残る3.4トンを1/2ずつ配分して、最後、採れるだけ採っていただきたいと考える次第です。

なお、大型魚については、前回海区で定置の枠を5トン分漁船漁業等に移動させていただきました。先ほど大型魚の金額は大きいというお話がありましたが、それだけ漁船漁業の方の経営に使わせていただいているということは、こちらも感じております。ありがとうございます。現在は、漁船で30トンを採捕し、順調に消化が進んでおります。

今回の諮問について、数量の変動を他県からの譲受にかかる報告事項も含め、3ページにお示ししています。3ページの表を御覧ください。横書きの表、1番左の表の変更※8が、前回の海区で諮問した、県内融通で小型魚3トンを漁船漁業等から定置漁業に移動し、大型魚5トンを定置漁業から漁船漁業等に移動したときの数値を表しています。真ん中の変更※9は他県からの譲受による処理を、そして矢印の先の1番右の表が今回の変更として、小型魚3.4トンの留保解放後の数値をお示ししています。

この留保解放にかかる海区会長への諮問文を次の次のページ、5ページに添付してございます。令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、それから配分後の告示案を6ページに、最後の7ページには関係する漁業法の抜粋を添付してございます。

以上が諮問事項となります。軽微な変更があった場合には、事務局に一任していただければと存じます。御審議の程よろしく願ひ

します。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員 御質問よろしいでしょうか、鈴木でございます。御説明よくわかりました。それから経緯についてもよく理解できました。
管理期間がもう短い中で、大型魚の漁獲の消化率の見込みが想定されていれば、教えていただけますでしょうか。

○松浦主査 はい、今、県全体で43.2トンあります。昨日で38トン+ α の実績があり、8割いくといいなと思っております。多分漁船の方はギリギリまで獲られるかと思えます。

○鈴木伸洋委員 わかりました。順調な消化率で安心しました、ありがとうございます。

○日吉委員 県にお願いしたいのですが、小型の保留枠3.4トンは漁船と定置で半分にした。ただ、大型の留保は、漁船漁業の方に全てやっているんですね。このことが、千隻もある静岡県下の漁船漁業の方に、なかなか理解してもらえない。先ほども定置の自主管理の話をさせていただきましたけれども、正確な情報をその人たちに伝えてほしいです。10トンはそのままあげていると。

先ほど西原委員がおっしゃったように、大型獲る人と小型獲る人は違うんですね。だからその辺の意思疎通はないにしても、僕ら定置漁業者からしたら、漁船漁業は全く同じに見えて、何もそのことは考慮にないから。10トンあげるということは、金額にすれば全然違うので、そのことをちゃんと漁船漁業の人達に伝えるということをお願いしたいと思えます。

○鈴木会長 定置の方からの融通は日吉委員のお力でできていることだと思います。漁船漁業の方から定置の方に小型魚を融通する、それは下田の伊豆漁協の専務がやっています。ただ、両方とも、融通したはいいけれども、メジが獲れだしたらどうしようとか、定置に大型魚が入ってきたらどうしようとか、そういうような心配は多々あるかと思えます。ただ、マグロをやっている当事者は、定置からき

たからこれだけ増えたよ、とかはわかると思いますが、ただ一般の漁業者はそのようなことは知らないのが現状だと思います。そのところを知ってもらうということと、その漁業者がいつマグロ漁を始めるかもしれないという可能性もありますから、今の日吉委員の発言を大事に扱っていただけたらと思います。

他に何か御意見ございますか。特に御意見等がないようですのでこのことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項のエ 令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（くろまぐろ）について、原案のとおり了承します。

○鈴木会長 続きまして、諮問事項のオ 静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○飯田班長 水産資源課の飯田です。
本日は、「静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について」、諮問させていただきます。

県の規則を改正する場合には「規則を改正する規則」を制定する必要がありまして、このような複雑な標題になっております。

では、座って、説明させていただきます。

資料は、資料6になります。資料ですが、1、2ページが、諮問に関する概要の文書でして、3ページに諮問文書をつけてあります。

この件については、2月28日に内水面漁場管理委員会でご審議いただいております、本日の委員会での諮問、答申のあと、水産庁の認可、県庁内の決裁を経まして、規則改正の公示を行うこととなるのですが、その案が4ページとなります。

5ページには今回改正の対象となる規則の条項の抜粋、6ページ以降には関係する県漁業調整規則、法令の抜粋を添付してございます。

では、資料6の1ページ目を御覧下さい。経緯の部分から説明いたします。

漁業調整規則は、御承知のとおり、本県における水産資源の保護培養や漁業調整に係る規定を定めた規則です。

この規則については、令和2年の改正漁業法の施行に合わせまして、当時、海面の規則と内水面の規則の2本に分かれていた規則を一つにまとめまして、新たな漁業調整規則として令和2年11月に制定いたしました。規則制定にあたっては、令和2年9月の海区委員会におきまして、御審議をいただいております。

今回、この規則について、2つの部分の改正をしたいと考えております。

1つ目は、規則を制定した際の私の単純なミスで、大変申し訳ないのですが、用語の誤りがあった箇所がありまして、その表記の修正をさせていただくものです。

2つ目は、規則制定の際に、新たにうなぎの稚魚、いわゆるしらすなぎを採捕する漁業に関する規定を設けまして、その規定の適用をスタートさせるタイミングを附則の経過措置というところに定めているのですが、その見直しを行うものです。

では、1ページの真ん中よりちょっと上、改正の内容と理由について、説明させていただきます。

1の(1)です。調整規則の第21条に知事が許可する漁業を列記した表がありまして、そこに「小型定置網漁業」というのがあるのですが、5ページを見ていただいて、その表の中で下線を引いているところ です。

知事許可漁業の名称は規則の第4条に定めているのですが、これが本来「小型定置漁業」と、「定置網」の「網」の字が入らないのが正しい名称ですので、正しい表記に改正するものです。

2つ目は、しらすうなぎの採捕許可に関する事項です。

まずは、1ページの一番下の図を御覧いただいて、漁業法の改正によって、しらすうなぎの採捕許可の扱いがどう変わったのかを、整理させていただきます。

しらすうなぎは、漁業調整規則の規定で原則として採捕を禁止されていまして、その中で、図の左側の四角の中ですが、現在は、養殖用で使う種苗を採ることによって、規則に基づいて、種苗採捕の許可、特別採捕許可とも言いますが、で採捕できるという形になっています。

ところが、真ん中の矢印のところですが、令和2年の漁業法改正の時に新たに「特定水産動植物」というのが定められまして、組織的な密漁のリスクのある水産動植物について、法律で原則として採捕を禁止することになりました。

そして、その対象としてあわび、なまこに加えまして、しらすうなぎが指定されました。

あわびとなまこは令和2年の法改正と同時に適用となっていますが、しらすうなぎは令和5年から適用されることになっています。

この「特定水産動植物」については、採捕禁止の制限を解除して採捕できる場合があるのですが、研究などのために特別な許可を受けて採る場合を除いては、漁業の許可か漁業権に基づく採捕しかできないということで、特別採捕許可では採ることができません。つまり、令和5年からは、現行の特別採捕許可では、養殖用のしらすうなぎを採れなくなるということです。ということで、遅くとも令和5年までには、現行の特別採捕許可から漁業の許可に移行しないと養殖用のしらすうなぎをとることができなくなります。

漁業の許可については、令和2年に県規則を制定するときに、規則の第4条に「うなぎ稚魚漁業」という漁業許可を出すための規定を新たに設けてあります。

そして、規則の附則の中で、その「うなぎ稚魚漁業」の規定を適用して、漁業許可に移行する時期を、法律上のタイムリミットである令和5年の1年前、令和4年と定めております。

その辺りが資料1ページ目の一番下の方、2(1)「改正内容」の、下線を引いた部分に書いてありまして、規則の附則第3項に規定する「第4条第1項第1号」、これが「うなぎ稚魚漁業」の規定ですけれども、令和4年5月31日までは適用しない、つまり令和4年6月1日から適用するということになっております。

今回は、これを1年後ろ倒し、延長して、令和5年から適用することとしたいというのが2つ目の改正です。

資料2ページ目の一番上、(2)改正理由にいただいで、ではなぜ後ろ倒しするのか、というところを説明いたします。

まず、「ア」のところに書いてあるのは、現在の特別採捕許可から漁業許可制度への、制度の変更の程度が、当初、私達が考えていたよりも大きくなってしまった、つまり、今までのやり方を大きく変えなければならなくなった、そしてそのために、許可の制度設計や関係者との調整により多くの時間が必要になってしまった、ということです。

その要因としましては、(ア)にあるように国が令和3年の10月に示した指針の中で、現在の特別採捕許可の根幹をなす制限（しらすうなぎの供給先や採捕数量の制限）が、漁業許可では適当ではな

いとされたこと、それから、(イ)に示したように、今後、しらすうなぎが、水産物の流通の適正化に関する法律の対象になる方向で進んでいまして、これを考慮した漁業許可の制限・条件を定める必要が生じたことがあります。

こうしたことによって、許可の内容を大きく変える必要が生じてしまい、調整などに時間が必要になったということです。

2ページ目真ん中やや下の「イ」、「漁業許可への制度移行に係るその他の支障」に書いてあるのは、今まで説明させていただいたことに付帯する理由でして、現在のしらすうなぎを採捕している団体はみな任意団体なのですが、漁業許可は個人か法人にしか出せないの、引き続き許可を受けていただくためには法人化をしていただく必要があります。

しかし、先ほど説明させていただいたように、許可の制限や条件の内容を変えるための調整などに時間がかかることが想定されておりまして、そうすると個々の採捕団体さんが行う、法人のあり方の調整や手続きも併行して遅れてしまい、令和4年の移行には間に合わないということです。ということで、これらの状況を踏まえまして、2ページ目の下の方、「ウ」の下線部の部分ですが、制度の移行の調整などにかかる時間を確保するために、漁業許可制度への移行を1年後ろ倒しさせていただいて、法律上のタイムリミットに合わせまして、令和5年から漁業許可に移行させていただきたいということです。

なお、2ページの下の方、「施行日」のところにありますとおり、この規則については、公布と同時に施行したいと思います。

また、当初漁業許可への移行の期日を今年の5月末としていましたので、周知の期間を設けるために、その期日より十分に早い時期、4月末あるいは5月の連休明けには公布したいと考えております。

改正の内容と理由などについては、以上となります。

諮問ですが、ただいま説明させていただいた規則の改正につきまして、漁業法第57条第5項に基づきまして、委員会の御意見をいただきたく、御審議をお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員 よろしいでしょうか、鈴木伸洋です。よろしくお願いします。
 諮問内容については、異議はありませんが、少しお伺いしたいのですが。

 許可漁業に移行するにあたって、これは知事許可漁業になるのかどうかということと、それから法人あるいは個人への許可漁業となった場合に、法人あるいは個人等について許可する要件というものは、既に定められている静岡県等の許可内容を用いるのかどうかということをお聞きしたのですが、いかがでしょうか。

○飯田班長 まず、1点目のご質問ですが、許可につきましては知事許可漁業という形になります。これにつきましては既に規則の方に定めております。

 また、許可を出すにあたってですが、現在は団体に出しているのですが、それを団体に出すことを継続するのが妥当か、あるいは個人に出すのが妥当か、というところは、今、その効果を含め検討中です。

 漁業許可になりますと、獲る許可になるものですから、制限できる範囲が非常に小さくなるということで、その影響も含めて、どういう形で許可を出すかというところを検討しているところでございます。

 また、ベースとなる許可の基準は、従来の許可漁業に準じたものになると思うのですが、しらすうなぎの採捕という特殊性も踏まえた基準を考えていかなければならないかと思えます。それにつきましては、また、この委員会の中でも議論していただくことになりうかと思えます。よろしくお願いいたします。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます、了解しました。

 なぜかというところ、この1年という猶予期間が妥当な期間なのかどうかというところを、ただいまの質問と関連して考えてみたものから、そういう聞き方をしました。ありがとうございました。

○飯田班長 ありがとうございます。

 正直、かなり大きな変更となるので、1年でも非常に難しい部分があるかとは思っているのですが、法律的に、もうそれまでしか猶予がないので、できる限り良い形にできるよう努めて参りたいと思えます。ありがとうございました。

年発令しており、加えて、令和2年度から熱海市網代地区を追加して指示しております。さらに、前回の指示で伊東地区の粗朶魚礁増設に伴い採捕禁止区域を拡張いたしました。

2ページを御覧ください。今年度も本指示の発令を求める要望書がいとう漁協から提出されております。以下3ページから6ページまでに伊東市6地区と熱海市網代地区の採捕禁止区域図を添付しており、内容は今年度と同一です。

1ページにお戻りいただき、下の方の表を御覧ください。保護の主たる対象となるアオリイカの、伊豆東岸の大型定置8ヶ統における漁獲量を参考に掲載しております。

次に、1ページ下部の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。

1点目として、いとう漁協からの要望を受けて、これまでと同様に禁止期間を4月1日から9月30日までとし、指示の有効期間を今回から2年間としたいと存じます。これは、今後も当該指示の要望、継続が見込まれること、指示の内容、条件が変わる可能性が低いこと、当面の間、区域の変更、拡張が見込まれないことから、他の遊漁に関する海区指示と同様の扱いで2年間でもよろしいかと存じます。

2点目として、了承いただけましたら、7ページから14ページの告示案のとおり県公報にて公示します。今回の変更点は下線部の引かれている箇所、8頁の「2禁止期間4月1日から9月30日まで」を追加し、「6指示の有効期間を令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に修正するほか、指示番号と告示日の修正となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、指示事項 伊東市及び熱海

市におけるいか類採捕の禁止について、原案のとおり了承します。
続きまして、協議事項 県内産ぶり種苗に関する取扱要領について、事務局から説明をお願いします。

○市川技師

事務局の市川です。

それでは、県内産ぶり種苗採捕に関する取扱要領の改正について、御説明いたします。

資料8の1ページ、1の経緯を御覧ください。

本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第36条の体長等の制限により、15cm以下のぶり、いわゆるもじゃこの採捕を禁止しております。

しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産ぶり種苗に関する取扱要領」に基づき、特別にぶり種苗の採捕を許可してきました。

県内産種苗の取扱方針につきましては、3、4ページに添付しております。こちらは県内の種苗の取扱い全般についての基本方針が書かれたものになります。

1ページにお戻りください。

続いて、従来のぶり種苗採捕許可についてです。全国的にみますと、ぶり種苗の需給計画は、各県が自県の養殖業者の需要数量を確認して、それを水産庁へ報告します。その後、水産庁主催のぶり養殖関係県担当者会議において協議の上、決定しています。

また、ぶり種苗採捕については、「H11年度ぶり養殖関係府県担当者会議」での合意内容に基づき、操業期間等を管理しています。この合意内容については5ページを御覧ください。この中では許可期間や許可隻数、採捕漁具等の制限がされています。

1ページにお戻りください。

一方、静岡県におけるぶり種苗の採捕許可ですが、本県では、従来から許可は発給していたものの、平成18年度以降、ぶり種苗の採捕実績がありませんでした。このため平成29年度からぶり種苗採捕許可の発給を停止しています。理由は、県内のぶり養殖業者は現在3社ございますが、いずれも県外からぶり種苗を入手しており、県内産のぶり種苗の需要がなかったためであります。

その下を御覧ください。

しかしながら、令和3年度漁期はぶり種苗が不漁であり、全国的

に種苗が不足しました。それにより本県のぶり養殖業者も、他県から種苗を入手できない事態となりました。

これらを受け、水産庁では、日本定置協会さん、全海水協会及び関係各県と調整の上、これまでの採捕期間の制限による管理から、採捕数量による管理に転換する新たな方針を提示しました。その後、ぶり養殖関係県担当者会議での合意を経て、新たな採捕方針が通知されました。新たな方針の内容は6ページにございます。

新たな方針では、許可期間は、従前の日数制限を撤廃し、適切な管理ができるように各県で設定、許可隻数は平成11年度の操業隻数を超えない範囲で定めること、種苗採捕・出荷計画尾数の策定及び報告については、新たな項目として設け、事前に養殖計画と整合性をとって定めた採捕計画尾数に基づく採捕が行われるよう管理すること、採捕尾数の管理については採捕計画尾数を超えると判断される場合は採捕停止できるよう許可の条件に定めること、といった内容となっています。また、採捕漁具の制限は、数量管理への転換により不要であるので削除となっています。

1ページに戻っていただき、矢印の下を御覧ください。本県でも昨年県内養殖業者が種苗を入手できなかった状況もあり、自県産種苗の需要が高まっております。そのため、令和4年度漁期から、ぶり種苗採捕に係る許可申請がなされる見込みとなっております。

2ページの協議内容を御覧ください。今後許可を発給する際は、現在の「県内産ぶり種苗採捕に関する取扱要領」を改正し、新たな方針の内容を反映させた新しい取扱要領に基づいて行うこととなります。そのため、本委員会で、県内産ぶり種苗採捕に関する取扱要領を以下のとおり改正することについて、御協議いただきたいと思っております。改正内容と書かれた見出し以下を御覧ください。

1、需給計画並びに発注及び引き受けについてですが、今後数量管理に転換するため、漁期途中で種苗採捕・出荷計画尾数に変更が生じた場合の、速やかな県への報告を義務づける項目を追加します。

2、採捕及び荷渡しについてですが、こちらも、今後数量管理に転換するため、採捕団体は、採捕状況を常に把握し採捕数量が種苗採捕・出荷計画尾数を超えると判断される場合には、県の指示により採捕を終了とする内容に修正します。

3、採捕許可日数についてですが、新たな方針にあわせ、採捕期間による制限を緩和し、漁期毎に県が別に定める期間とします。な

お、今漁期は5、6月の2か月間としたいと思います。これは、現在ぶり種苗の来遊時期が不規則であるため、それに対応できるように定めたものとなります。ただし、自県の種苗の採捕計画を上回る可能性が出た場合は、採捕期間の途中でも採捕停止となります。

4、許可することができる採捕グループの総数については、新たな方針に合わせ、平成11年度の本県の実操業隻数を超えない範囲とします。

5、採捕道具の種類及び採捕方法についても、新たな方針に合わせ、使用船舶の規模や夜間操業の制限は緩和、採捕道具の制限は削除、としております。

6、報告についてですが、こちらも新たな採捕方針に合わせ、毎日の採捕尾数の報告を義務づける内容とします。

最後に7、その他ですが、県漁業調整規則の制定に伴う所要の修正がございます。

ぶり種苗採捕に関する取扱要領の改正内容の説明については以上です。7ページから12ページに取扱要領の新旧対照表の案をつけております。右側の欄が改正後の内容です。改正部分には下線を引いてあります。

最後に、令和4年度のぶり種苗の入手計画を添付しております。

13ページを御覧ください。

上下に分かれた2つの表がございますが、下の段の表を御覧ください。各県の種苗の入手計画が書かれています。

下の段の表の左側、県名の一番上に静岡県の入手計画が載っています。本県のR4年度の養殖計画尾数は計68千尾で、内訳は、自県で48千尾採捕予定、大分県から2万尾入手予定、となっています。

ただし、今後は数量で管理することとなるため、もし他県から2万尾以上の種苗を入手することになった場合、自県で採捕できる数量は、他県からの入手計画2万尾から上乗せされた分を引いた数量となります。

今年度のぶり種苗採捕に係る許可にあたっては、採捕団体および県のかん水協会に対し、ぶり種苗の採捕数量の報告、それから入手数量に変更があった場合の報告を速やかに県へ行うよう周知させ、自県の枠を上回ることがないように管理をしていきます。

参考資料として、14ページに、養殖ぶり生産量、本県におけるぶり種苗採捕実績、全国のぶり種苗採捕尾数の推移の表とグラフを、また、15ページに関係規則の抜粋をつけています。

の深浦というところに定置が3ヶ続ありますけれども、ここがGoogleの本社ですよ、カリフォルニアの。3万5千人の従業員がいるらしいですよ。そこの社食に、深浦の定置の魚がいくと。深浦の定置はマグロが一番獲れるところで、マグロを放流していることで知られているんですけども、Googleの役員がその画像をどこかで見て、アメリカから現場を見に来たらしいですよ、素晴らしい漁業をやっていると。それで、マグロの輸出はできないけれど、ぶりはできるということで、Googleの社食との契約を結んだそうですね。それが3年前でした。去年ですね、アメリカ政府の方で、定置の混獲で、鯨類やカメ類が入ってしまうということが話題になって、一斉に輸出停止したんですよ。要はアメリカとかEUというところは、そういうことですぐに輸出を止めてしまうんですね。今後輸出が促進しても、人工種苗じゃないと分かった瞬間に、輸出が止まる可能性が十分あるんですね。それを県が主張できるかはわかりませんが、会議の場などで、是非言っていただきたいです。日本定置協会では、再三と意見していて、石川県なんかも言っていると思うんですが、ぶり資源を守っていくには大事なことだと思っています。

○鈴木伸洋委員 よろしいでしょうか。一つお聞きしたのですが、県の方針では、目合の制限を廃止していますが、これの意図するところはどこでしょうか。

○市川技師 今後、数量管理で制限していくということで、目合の制限については必要ないかということで、国の方針に合わせて、制限は削除としております。

○鈴木伸洋委員 これは国の方針なんですか。

○市川技師 国の方針になります。今までの国の方針が5ページにつけてあるものでして、こちらでは、漁具の制限ですね、網目の節数は26節以下とする、ということで制限はしていたんですけども、今回数量管理に移行するということにあたりましては、採捕漁具の制限は不要でありますので、削除となっております。県の取扱要領もそれに合わせたものとしております。

○鈴木伸洋委員 わかりました。そうであるならば、先ほど御議論があったようなことは、ちゃんと国に言うべきかと思います。結局天然の種苗を確保するためには何でもありになってしまうわけですね。

もじゃこについては網目についてもかなり議論をしてきて、資源管理をしてきたはずなのに、いざ、天然種苗が足りなくなったら、期限も獲り方も自由、船の大きさも自由、網目も自由。これは皆様が今まで議論してきた漁業規制のあり方やTAC資源のあり方と、何か矛盾するような気がするんですね。それから輸出について水産庁の考え方、これは甘いですよ。EUなんかは本当に厳しいですよ。網から何からの消毒もありますし、天然種苗で何かの問題が起こったら、それを理由に絶対輸出を禁止してくるというようなことがあるわけで、現場が混乱するだけです。例えば網目を制限しなくなったことによって、他の漁業への影響というものを水産庁がどのように考えているのかはわかりませんが。

○高田委員 そのとおりで、漁具漁法は何でもかまわないということですけど、今までももじゃこ獲りをやらなくなってからぶりが増えてきたと思うんですよ。もうひとつは、もじゃこと一緒に藻についているめだいとかそういったものの幼魚がかなり多いんですね。そうすると、ぶりの幼魚以外は獲れても捨ててしまう。それもこの先困ると思うんだよね。当時めだいが幻の魚なんて言われて、南伊豆の方で栽培漁業で育てたことがある。その後もじゃこの漁業がなくなってから、種苗が増えてめだいも増えた。せっかく栽培漁業で種苗を育てたら、天然のめだいが増えた。そういう風にいろいろな事に関わってくるので、今までみたいな獲り方をしたら、他の漁業もだめになってしまう。

○田口委員 すみません、田口ですけど、ちょっと質問してもよろしいでしょうか。去年養殖計画が、4万8千尾だったんですけど、今回6万8千尾に増量されているんですけど、こちらは何か理由があつてのことなんでしょうか。

○市川技師 おそらく去年種苗が計画通り入手できなかったのが、増産したためと思われるというところと、あとは大分県から20,000尾入手予定ではあるんですけども、去年は大分からも入手できなかったという状況がありましたので、その分自県産の枠を少し増やしたことが

理由だと思われます。

- 田口委員 養殖される方は、最後までどこかで調達する努力はされるというお約束か何かはされているんですか。もう他県といった他のところから調達される見込みはなさそうということですか。
- 市川技師 養殖業者が個人的に付き合いのある他県の取扱業者とは、今年はこのくらい欲しいよという話をしているとは伺っております。
- 鈴木会長 他に御意見御質問ございますか。
この件に関して、説明だと国の方針に合わせたということだったけど、静岡県単独で、網目の制限だったりとかを設けることはできないのかな。
- 市川技師 それは可能です。
- 鈴木会長 できるものであれば、少し検討した方がよろしいかと思いますが、それをやっていると日程的には間に合わないのかな。
- 飯田班長 国の方針に合わせたというお話もあったんですけども、静岡県ではしばらく許可を出していなかったこともあって、今までやっていた方がやらなくなってしまったという事情もあってですね、全く同じ漁具でやるというのが、すぐには難しい部分もあって、今までと同じ制限を少し緩めたいという意見があったというのが実情なんですけれども、議論のあった目合の事情も踏まえて、じゃあどういう形ならできるか、というところを織り込ませていただいて、条件に付けるという形等で調整できればと思います。
- 鈴木会長 そういうことを踏まえて、検討してください。
他にございませんか。それでは特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。
最後に事務局から次回開催についてお願いします。
- 市川技師 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は4月27日（水）午後2時からの開催を予定しております。会場につきましては決まり次第御連絡させていただきます。

主な議題としましては、指示事項 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について等を予定しております。よろしくお願ひします。

○鈴木会長

次回については、4月27日（水）午後2時からということですので、よろしくお願ひします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期8回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和4年3月3日

議長

鈴木 精



議事録署名人

西原 忠



議事録署名人

原 剛



(終了 17:50)

